

鳥取県景観審議会公募委員募集要項

鳥取県景観形成条例に基づき知事の諮問に応じて景観形成に関する事項を調査審議する鳥取県景観審議会について、県民の参画を進めるため、委員の公募を行う。

1 募集内容

(1) 募集人員 建築物設計等実務者分野 1名程度

(2) 応募資格 次のアからカまでの資格をすべて満たす方

ア 建築物設計に関して実務経験等の経歴を有し、建築等人の為の景観分野において積極的に意見をいただける方

イ 就任時点で県内在住の満18歳以上の方（未成年の場合、保護者等の同意がある方）

ウ 任命時に、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任する予定のない方

エ オンラインを含め平日昼間に開催される審議会に出席できる方

オ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方

カ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でない方

(3) 応募方法

別添の応募用紙に、住所、氏名、年齢、職業、性別、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス、応募資格の確認、志望理由及び景観形成に関する学識経験の経歴を記載して、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで応募してください。

なお、応募用紙は鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課のホームページからダウンロードできます。インターネット上で「鳥取県 まちづくり課」で検索してください。

(4) 委員の選考

ア 応募資格を満たす方の中から、提出された書類内容に基づき書面審査を行い、委員を決定します。

イ 委員決定後は速やかに応募者全員に結果を通知します。

(5) 募集期間

令和8年2月4日（水）～令和8年2月18日（水）必着

2 応募・問合せ先

〒680-8570 （住所の記載は不要です。）

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課

電話 0857-26-7234

ファクシミリ 0857-26-8113

電子メール machizukuri@pref.tottori.lg.jp

3 烏取県景観審議会の概要

- (1) 委員構成：委員 15 人以内（学識経験者 6 名、事業者及び活動者 9 名）
- (2) 任期：発令日（令和 8 年 4 月上旬を予定）から 2 年間
- (3) 主な職務：
 - ① 知事の諮問に応じて景観形成に関する重要事項を調査審議
 - ② 烏取県星空保全条例第 8 条第 2 項、第 9 条第 2 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 4 項及び第 14 条第 2 項の規定により知事に意見を述べること
- (4) 開催状況：審議案件が生じた際に開催（概ね年 1～3 回）
- (5) その他：報酬と会議出席のための旅費を支給